

# 戦略的産地振興支援事業実施要領

平成18年4月3日付け17農振第1941号  
最終改正 平成21年5月29日付け21農振第517号

各 地 方 農 政 局 長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事 殿  
全国土地改良事業団体連合会会長  
北海道土地改良事業団体連合会会長

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣 旨

戦略的産地振興支援事業（以下「事業」という。）の実施の取扱いに関しては、戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領によるものとする。

## 第2 事業の内容等

- 1 要綱第2の1の(1)のアの低コストな畑地かんがいシステムの設計とは、水管理の省力化施設の導入等により、施設の運転に必要な労力や維持管理にかかるコストの低減を図る等、営農経費の節減に資する設計を行うこととする。
- 2 要綱第2の1の(1)のウの新たな施工技術の実用化促進とは次に掲げるものとする。
  - (1) 導入作物や地域の特性に適した新しい整備技術の導入により、高度な営農の実現に資するもの
  - (2) 直営施工など安価な整備技術の導入により、生産コストの節減に資するもの
- 3 要綱第2の1の(1)のキの未利用地等を編入した周辺区域の整備構想の策定に必要な支援は、要綱第3の2の地区の事業化に向けた当該事業の実施主体等が実施する調査、検討及び推進活動に対して、これを構成する一部作業を実施することとする。
- 4 要綱第2の1の(1)のクの国営土地改良事業等実施地区の産地化支援、経営実証圏における経営実証の実施とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 産地化のための支援
    - ア 産地構想の作成
    - イ 販路確保のための取組
    - ウ 専任アドバイザーの雇用
  - (2) 経営実証の実施（イ及びウについては、事業実施期間を事業採択から3年度間とする）
    - ア 経営実証圏の設置
    - イ 経営実証の実施（作業員の雇用・指導を含む）
    - ウ その他必要な活動の実施
- 5 要綱第2の1の(2)のアの段階的畑地かんがいシステムの導入の検討とは、産地化の熟度を踏まえ、経済性、立地条件、気候条件等地域の実情を考慮し次に掲げる各段階のうち地域に最も適した畑地のかんがいシステムを検討することとする。
  - (1) 第1段階  
ファームポンド等からの支線の引き込みにより、共同で使用する給水所の整備を行う段階
  - (2) 第2段階  
各ほ場ごとに給水栓の整備を行う段階
  - (3) 第3段階  
各ほ場の末端まで、スプリンクラーによるかん水、チューブかんがいによるかん水等により直接作物に水が供給される施設整備を行う段階

- 6 要綱第2の1の(2)のイの新たな営農体系を踏まえた水利権の変更更新に必要な技術的支援とは、農産物及び畜産物（以下「農産物等」という。）の導入に必要な用水を確保するため、畑地又は水田の畑利用を含む水利権の見直しを適切に行うための技術的支援を行うこととする。

### 第3 事業の採択基準

- 1 要綱第3の1の(2)に掲げる戦略的産地振興計画は、以下の内容について作成するものとする。ただし、(13)の内容は要綱第2の1の(1)のクを実施する場合に記載するものとする。
- (1) 地勢及び社会経済条件
  - (2) 営農状況
  - (3) 農地の整備状況
  - (4) 産地振興の将来方向
  - (5) 栽培面積及び生産量の目標
  - (6) 農家数及び経営規模
  - (7) 担い手確保の将来方向
  - (8) 担い手の見通し
  - (9) 産地の体質強化の将来方向
  - (10) 産地から実需者への農産物等の供給と現状の見通し
  - (11) 実需者の農産物等に対する需要の見通し
  - (12) 各年度における取組内容が明記された年度計画（最低3年間）
  - (13) 産地化の取組み、経営実証の内容とその目指す方向
- 2 要綱第3の1の(2)の戦略的産地振興計画の様式は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 要綱第3の2の農村振興局長が別に定める事業とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号大臣官房長通知）別表の1の要件類別13に該当する事業をいう。

### 第4 事業計画書の策定

- 1 要綱第4に定める事業計画書は、要綱第3の1に掲げる計画等の内容に沿って、作成するものとする。
- 2 要綱第4に定める事業計画書の様式は、別記様式第2号によるものとする。

### 第5 事業の申請

- 1 要綱第5の1に定める事業採択申請書は別記様式第3号によるものとする。
- 2 要綱第5の2に定める事業採択申請書は別記様式第4号によるものとする。

### 第6 事業の採択

要綱第6に定める事業採択通知書は別記様式第5号又は第6号によるものとする。

### 第7 助成

- 1 要綱第7の補助の対象となる経費は次のとおりとする。

区 分	経 費
1. 賃金	日々雇用される事務補助員
2. 報償費	謝礼金
3. 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、日額旅費）
4. 需用費	消耗品費、燃料費、食糧費（茶菓子賄料等）、印刷製本費、修繕料
5. 役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料
6. 委託料	コンサルタント等の委託料

7. 使用料及び賃借料	土地建物、自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、借料及び損料並びに有料道路通行料
8. 備品購入費	庁用器具類購入費
9. 技術員手当等	事業に直接従事する職員に対する技術員手当等（退職手当を除く）
10. 共済費	技術員手当等が支弁される者に対する共済組合負担金及び保険料、賃金が支弁される者に対する社会保険料
11. 補償費	一時的に必要となる仮設的用地の借地料
12. 資材購入費	簡易整備を実施に当たり、必要な資材の購入費。直営施工が不可能な場合の必要最低限の工事請負費
13. 機械賃料	簡易整備の実施に当たり、作業機械・機材等の賃料に係る経費
14. 経営実証圃設置費	経営実証圃の設置に必要な純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費並びに工事雑費

1 食糧費の「茶菓子賄料等」の「等」とは、用地買収交渉、補償交渉等において必要な会食を伴う懇談に要する経費をいう。

## 2 助成の返納

(1) 要綱第2の1の(1)のクの内容の実施により収益が生じた場合、助成のうち、この収益相当分を返納するものとする。

(2) (1)にあって、以下のア又はイの場合、ア又はイに係る経費分の合計を(1)の収益相当分から控除することができるものとする。ただし、当該控除の上限額は、(1)の収益相当分とする。

ア 1の助成の対象となる項目の一部又は全部を助成によらずに実施した場合

イ 国の助成の有無にかかわらず継続して経営実証事業を実施し、(1)の収益相当分を翌年度以降の経営実証事業の実施経費として充てる場合

戦略的産地振興計画

都道府県名		地区名		所在地			受益戸数	農家数及び経営規模									
								区分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計		
									戸数 (就業人口)	標準 経営規模	戸数 (就業人口)	標準 経営規模	戸数 (就業人口)	標準 経営規模	戸数 (就業人口)	標準 経営規模	
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	現況										
面積 (農用地区域外)	ha	ha	ha	ha	ha		計画										
地勢及び社会経済条件							担い手確保の将来方向										
営農状況																	
農地の整備状況							担い手の見通し										
							現況 (内認定農業者)	農業者		農業生産法人		生産組織 特定農業団体		その他		計	
								人数	面積 (ha)	法人	面積 (ha)	団体	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
産地振興の将来方向							目標 (内認定農業者)	( )	( )	( )	( )			( )	( )	( )	( )
栽培面積及び生産量							産地の体質強化の将来方向										
野菜																	
品目	現況(年度)		目標(年度)				実需者との連携に関する取組										
	面積(ha)	生産量(t)	面積(ha)	生産量(t)													
果樹							産地化の取組み、経営実証の内容とその目指す方向										
品目	現況(年度)		目標(年度)														
	面積(ha)	生産量(t)	面積(ha)	生産量(t)			その他										

(別記様式第2号)

事業計画書

地区名		局名	
都道府県名		事業主体	
受益面積	ha	関係市町村名	
現況 (事業の必要性)			
事業内容	産地の高度化のための支援		
	産地育成のための基礎的な支援		
備考			

(別記様式第3号)

年 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県土地改良事業団体連合会会長名

### 戦略的産地振興支援事業採択申請書

戦略的産地振興支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定により、下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画書
2. 戦略的産地振興支援事業実施要綱第3の1の規定により策定された計画等

県名	地区名	受益面積	総事業費	備考
		ha	千円	

(別記様式第4号)

年 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

全国土地改良事業団体連合会会長名

### 戦略的産地振興支援事業採択申請書

戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）第5の2の規定により、下記の通り事業を実施したいので申請します。

事業の内容		金額	備考
産地の高度化のための支援		千円	
産地育成のための基礎的な支援			

(別記様式第5号)

採 択 通 知 書

都道府県土地改良事業団体連合会会長 殿

地方農政局長

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、戦略的産地振興支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知)第6の規定により、戦略的産地振興支援事業実施地区として採択したので通知する。

記

県 名	地 区 名	受 益 面 積	総 事 業 費	備 考
		h a	千円	

(別記様式第6号)

採 択 通 知 書

全国土地改良事業団体連合会長 殿

農村振興局長

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった、戦略的産地振興支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け農振第1940号農林水産事務次官依命通知)第6の規定により、戦略的産地振興支援事業について採択したので通知する。

記

事業の内容		金額	備考
産地の高度化のための支援		千円	
産地育成のための基礎的な支援			